

警戒区域、避難指示区域等の見直しについて

平成 24 年 3 月 30 日

原子力災害対策本部

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定した警戒区域及び避難指示区域（計画的避難区域を含む）について、「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成 23 年 12 月 26 日 原子力災害対策本部）に基づき、以下の市村について、警戒区域及び避難指示区域の見直しを行うことを決定し、別添 1 のとおり公示するとともに、関係市村長に対し、別添 2 のとおり指示を行う。

(1) 川内村

- ① 村内の警戒区域を解除する。
- ② 村内の避難指示区域を、別添 1 の公示のとおり、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定する。
- ③ 上記①及び②の警戒区域及び避難指示区域の見直しは、平成 24 年 4 月 1 日午前 0 時に行う。

(2) 田村市

- ① 市内の警戒区域を解除する。
- ② 市内の避難指示区域を、別添 1 の公示のとおり、避難指示解除準備区域に設定する。
- ③ 上記①及び②の警戒区域及び避難指示区域の見直しは、平成 24 年 4 月 1 日午前 0 時に行う。

(3) 南相馬市

- ① 市内の警戒区域を解除する。
- ② 市内の避難指示区域を、別添 1 の公示のとおり、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定する。
- ③ 対象となる区域が広域であること、人口が多いことなどの理由から、必要な準備期間を考慮し、上記①及び②の警戒区域及び避難指示区域の見直しは、平成 24 年 4 月 16 日午前 0 時に行う。

2. 他の町村については、引き続き県、町村、住民などの関係者との綿密な協議・調整を行いながら、早期に関係者の合意を得ることを目指す。
3. なお、事故発生後１年間の積算線量が２０ミリシーベルトを超えると推定されるとして設定された特定避難勧奨地点については、解除後１年間の積算線量２０ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された場合には、解除することとする。

以上